

カジノ・ポリティクス試論

—カジノ合法化をめぐる「政治」の把握に向けて—

市井 吉興ⁱ

2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことで、カジノ合法化に道を開くIR推進法案への関心が、にわかになら高まっている。しかし、日本におけるカジノ合法化をめぐる議論は、バブル崩壊後の1990年代中頃から開始され、その時々々の政治状況に翻弄されながらも、カジノ推進派とカジノ反対派によって、脈々と続けられてきた。本稿の目的は、カジノ推進派がカジノによるデメリットを認めながらも、カジノが生み出す経済的なメリットを強調し、カジノ合法化を日本の経済成長の起爆剤とする政治的な意図をバブル崩壊後の日本の社会統合様式の再編との関係から読み解くことにある。そのさい、本稿は後藤道夫の「開発主義」、イギリスの政治学者であるクラウチ（Colin Crouch）によって提示された「ポスト・デモクラシー」という概念を参照にし、考察を試みる。この考察を通じて、日本におけるカジノ合法化をめぐるポリティクスは、政府と企業エリートによる市場原理主義への回帰を背景に、市民的権利を保障する福祉国家的な再分配政策の脆弱化を導きながら展開されてきたことが、明らかになる。

キーワード：カジノ合法化、ポスト・デモクラシー、IR推進法案、成長戦略、2020東京オリンピック・パラリンピック

はじめに

2014年9月29日、第187回臨時国会が開会し、議員立法として提出された「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（以下「IR推進法案」）」が再審議され、会期末の11月30日までに可決が目指された。しかし、会期末直前の2014年11月21日に衆議院が解散し、再びIR推進法案は再び廃案となった。

IR推進法案は、これまでに多くの識者によって批判されてきた。なぜなら、IR推進法案は、現行法制下で犯罪に該当し違法とされるカジノ賭博について、

一定の条件を満たす限りにおいて違法性がないものとするための措置を講じることを目的としているからである。事実、現行法制化では、日本国内においてカジノ賭博に興じた人や、カジノ賭博場を開帳した人は処罰の対象となる。それゆえに、カジノ合法化に道を開くIR推進法案に対して、現行刑法との矛盾やカジノ開帳後に予測される諸々の弊害—たとえば、暴力団等の反社会的勢力の暗躍、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の発生と助長、多重債務問題など—から広範かつ根強い反対運動が展開されてきた（全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会[編]2014）。

たしかに、反対派が主張するように、IR推進法案とはカジノ合法化への先鞭をつけるものにはほかならない。しかも、カジノが合法化されていない現在に

i 立命館大学産業社会学部准教授

において、反対派が実態とともに訴えるギャンブル依存症問題は非常に深刻であり、それへの対策は急務である(田辺 2002; 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 [編] 2014)。しかし、鳥畑与一が指摘するように、カジノの経済的利益の大きさを強調する推進派に対して、反対派がカジノ賭博によるギャンブル依存症の増大や青少年の勤労モラルの低下を強調している状況は、いわば別の土俵からの応酬でしかない(鳥畑: 2014, 25-6)。むしろ、「なぜ、日本でカジノが合法化されなければならないのか」という根本的な疑問に対する解答が求められている。つまり、カジノ合法化をめぐる競合する政治的な「意図」—本稿はそれを「カジノ・ポリティクス」と称す—を紐解くことが必要とされている。

本稿の目的は、推進派がカジノによるデメリットを認めながらも、カジノが生み出す経済的なメリットを強調し、カジノ合法化を日本の経済成長の起爆剤とする政治的な意図をバブル崩壊後の日本の社会統合様式の再編との関係から読み解くことにある。そのさい、本稿は後藤道夫の「開発主義」、イギリスの政治学者であるクラウチ (Colin Crouch) によって提示された「ポスト・デモクラシー」という概念を参照にし、考察を試みたい。

第1章 自治体主導によるカジノ合法化の試み： 地方分権化と構造改革特区構想を背景に

さて、「カジノ合法化」という議論は、いつごろから開始され、どのように進められてきたのであろうか。日本において、カジノ合法化を目指し、その実現に向けていち早く一石を投じたのは、1996年に評論家の室伏哲郎によって創設され、すぎやまこういち(作曲家)や猪瀬直樹(作家)らが参加していた「日本カジノ学会」であった。本学会の目的は、「カジノ・ゲーミング文化に関心を持つ学究の懇親親睦」、「日本国におけるカジノ創設啓蒙運動と創設を実現すること」、「カジノ・ゲーミングの適正立法化への提言と助言」にあった¹⁾。また、2001年11月、

政府税制調査会・基礎問題小委員会において同会委員の猪瀬がカジノについての講演を行い、日本でもカジノを合法化して売り上げに課税する制度の導入、いわゆる「カジノ税」の議論が注目を集めた。また、政府税制調査会委員長の石弘光をはじめとする政府関係者は、カジノ合法化に伴う問題点を含め、中長期的課題として検討することに理解を示した。

たしかに、日本カジノ学会がカジノ合法化に一石を投じたわけであるが、やはり、カジノ合法化を行政の課題として人々に注目させたのは、1999年5月に石原慎太郎東京都知事(当時)が発表した「お台場カジノ構想」であった。しかも、この「お台場カジノ構想」の背景には、日本プロジェクト産業会(JAPIC)という経済団体が非常に強く関わっていた(竹腰・小松 2014: 196)。経済団体のなかでも、日本プロジェクト産業会はいち早くカジノへの関心を示し、カジノ合法化に向けて積極的な活動を展開していた(岩城 2006: 19)。

その後、石原都政は2001年9月に「東京ベイエリア21」を発表し、同年11月に策定された「東京都観光産業振興プラン」において、新しい都市型観光の創出としてカジノ等の新たな観光資源の開発を位置づけた。2002年3月、都議会自由民主党が「TOKYOカジノ創設議員連盟」を設立し、同年10月に石原都政は「東京都都市型観光資源の調査研究報告書」を発表した。続けて同年11月には東京都税制調査会が、カジノ検討の際には「カジノ税」を地方税として検討するべきとの答申を発表した。

しかし、2003年6月の記者会見において、再選を果たした石原都知事は現行刑法下でのカジノ開設は困難と述べ、カジノ合法化についてトーンを弱めた。とはいえ、2003年10月、カジノ実現に向けた活動や経済波及効果、法整備の必要性をまとめたPRリーフレットを作成し、同年12月、「カジノの事業制度に関する調査研究報告書」を公表したように、カジノ合法化を完全に諦めたわけではなかった。国際カジノ研究所所長の本曾崇が指摘するように、上記のような石原都政が推進したカジノ構想の特徴は、国

による法整備によらず地方条例の制定を中心としてカジノ合法化の実現を目指すことにあった（木曾 2014: 12）。

このような石原都政のカジノ構想は、地域振興に悩みを抱える地方自治体に大きなインパクトを与えた。たとえば、宮崎県にあるリゾート施設「シーガイア」の再建案としてカジノの導入が検討され、地元宮崎県の政財界や住民を巻き込む大きな運動となった。なお、シーガイアとは1987年に成立した「総合保養地域整備法（通称「リゾート法」）」の第1号指定を受けて建設されたものの、約3200億円もの負債を抱え経営破たんした施設である。

まず、2000年9月、宮崎市議会は、カジノ合法化に向けた取り組みを行うことを含む「国際観光・リゾート形成のための新たな政策展開と地方財政基盤の強化促進を求める意見書」を提出し、同月、県議会議員有志によって、カジノ合法化等の観光・リゾート産業の活性化に関する施策について調査・研究する「新地域活性化促進問題研究会」が設立された。その後、経済界と県議会が中心となってカジノ構想が浮上し、2001年3月には県議会で「カジノ合法化を求める請願」、「カジノ合法化に関する請願」が採択、提出された。しかし、アメリカの投資会社リップウッド・ホールディングスグループがシーガイアを約190億円で購入することで、この問題は終止符を打たれた（室伏 2002: 137）。

しかし、2001年4月に小泉純一郎が内閣総理大臣に就任し、新自由主義にもとづく構造改革を進めていくなかで、カジノ合法化に向けた動きに変化が現れる。なかでも、その動きを加速させたのが、小泉内閣によって2001年6月に閣議決定された成長戦略、いわゆる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（通称「骨太の方針」。以下、通称を用いる）」であった。しかも、カジノ合法化への動きを勢いづけた「骨太の方針」の注目すべき点が、「構造改革特区構想」と「観光立国戦略」の2点であった。本章では、構造改革特区構想とカジノ合法化との関連について、その論点を整理したい。

先にも述べたように、石原都政が提起したカジノ構想は、地域振興の起爆剤として注目され、地方自治体に対して大きなインパクトを与えた。それとともに、2002年に「骨太の方針」が提起した「構造改革特区構想」は、地域経済活性化の一助としてのカジノ構想を後押しした。構造改革特区構想とは、市区町村やその一部など、地域を限定して実験的に規制を緩和するものである。2002年、内閣に設けられた構造改革特別区域推進本部が、地方自治体、民間企業、個人から提案を募集し、規制を所管する省庁と協議し、特例措置を決めることとなった。2002年8月と2003年1月の特区提案募集の際、構造改革特別区域推進本部は募集前に「刑法の規制緩和となるカジノは対象外」（岩城 2006: 11）との通達を出した。このような通達となされること自体、地方自治体にとって石原都政が提起したカジノ構想のインパクトの大きさが想像できよう。

それにもかかわらず、地方自治体からの提案のなかには、カジノに関連した「カジノ特区構想」が多く含まれていた。岩城成幸が整理しているように、熱海市、鳥羽市、「珠洲にラスベガスを創る研究会」、堺商工会議所等が、それぞれ、「熱海温泉郷観光振興特区」、「観光産業特区」、「能登国際観光カジノ特区」、「国際楽市楽座特区」などの名称でカジノ特区構想を申請した（岩城 2006: 11）。結局のところ、これらのカジノ特区構想は現行刑法を理由に認可されることはなかった。

しかし、地域の活性化を目的にカジノ導入を目指す地方自治体の運動が止むことはなく、むしろ広がりをもせていく。たとえば、2003年2月、東京、大阪、神奈川、静岡、和歌山、宮崎の6都府県は「地方自治体カジノ研究会」を結成する。この研究会は8回の会合を開催し、そのまとめとしてカジノを合法化する「カジノ特別法」の制定を国に求める『研究報告書』を作成、公表し、2004年3月に発展的に解散する。だが、間もなく、地方自治体カジノ研究会メンバーを母体に2004年8月に新たに「地方自治体カジノ協議会」を結成し、そこに北海道、茨城、

山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、山梨、愛知、奈良、広島、香川、長崎、大分、沖縄がオブザーバーとして参加した。さらに、2003年8月よりカジノ計画を発表している地域の関係者らが、情報交換やアピール強化を目的として年に一度「日本カジノ創設サミット」を開催している²⁾。このように地域振興を願う地方自治体や民間団体は、特別法の制定によるカジノ合法化を目指し、共同して活動を展開していくことになる。しかも、地方自治体はカジノを地域振興策の推進力として強化していくためにも、構造改革特区を対象にしたカジノ合法化ではなく、全国を対象としたカジノを合法化する特例法を誕生させる方向へと歩みだす。このような地方自治体の運動の背景として、国会においてカジノ特区の可能性について問われたさい、答弁に立った金子一義特区担当大臣(当時)の発言(2004年3月22日)に注目しておきたい。

鳥羽市を含めて、全国九か所ほどでしょうか、これまでに特区での御要請もありました。ただ一方で、今、刑法に関するものという部分については、本当に特区になじむものかという議論、それから子供の教育ですとか暴力団の資金源というような問題もございまして、本当に国民の理解が得られるのか、この議論がまだ必ずしも成熟していないのかなど、否定はいたしません。特区で考えるのか、あるいは全国の特例法で将来考えていくのか、そういうものも含めて更なる勉強はさせていただきたいと思っております(岩城 2006: 12 強調は引用者による)。

つまり、この答弁の要点は、現行刑法下では特区であろうとも地域振興策としてカジノ導入を認めるわけにはいかないが、現行刑法を改正しなくても全国を対象としたカジノを合法化する特例法を成立させることはやぶさかではないということにある。このように、カジノ合法化は「地方分権化」というスローガンのもと、主体的な地方自治体の運動として進められていった。

第2章 政治主導のもとでのカジノ合法化の試み： 観光立国戦略から IR 推進法案へ

前章で述べたように、「地方分権化」というスローガンのもと、カジノ合法化の道を探ってきた地方自治体ではあったが、小泉内閣が提起した構造改革特区構想はカジノ合法化への「追い風」とはならなかった。なぜなら、カジノ特区実現には現行刑法が大きな障壁となったからである。しかし、「骨太の方針」が提起した「観光立国戦略」のもと、カジノを合法化する特例法制定は国策として政治主導のもとで積極的に議論されるようになった。本章では、観光立国戦略を背景に、カジノ合法化が政治の舞台でどのように議論されたのか、その論点整理を試みることとする。

さて、「観光立国戦略」であるが、これは「骨太の方針」が国土交通省に対し、2003年より外国人旅行者の訪日を促進する戦略を要請したことを端緒としている。この要請に対し、国土交通省は「グローバル観光戦略」を提示し、それは「外国人旅行者訪日促進戦略」、「外国人旅行者受入れ戦略」、「観光産業高度化戦略」、「推進戦略」という4つの戦略から構成されていた。また、2003年4月に答申された観光立国懇談会(座長: 木村尚三郎東京大学名誉教授)の報告書「観光立国懇談会報告書: 住んでよし、訪れてよしの国づくり」を受けて、日本政府は「観光立国」を宣言する。さらに、2006年12月、小泉内閣は「観光立国推進基本法」を制定し、「観光立国」の具体化を進める。小泉内閣を引き継いだ第一次安倍晋三内閣は2007年6月に「観光立国推進基本計画」を閣議決定する。この基本計画には様々な数値目標—たとえば、訪日外国人旅行者数1000万人、日本人の海外旅行者数2000万人、日本人の国内観光旅行による一人当たりの宿泊数年間4泊、国内における観光旅行消費額30兆円、国際会議の開催件数5割増など—が設定された。2008年10月には観光行政を統括するために、国土交通省のもとに「観光庁」が設置された。

このような政府の観光立国戦略の提示を機に、カ

ジノ合法化は政治主導で進められるようになる。その最初の試みは、小泉内閣を支える自党内の有志の議員によるカジノ合法化を検討する勉強会の結成であった。2001年11月、「公営カジノを考える会（会長：野田聖子議員）」が自党内に結成され、ここではカジノ合法化のメリットとして税収の増加と雇用促進とともに「違法カジノの根絶」が強調された（室伏 2002: 155）。もちろん、この点は違法カジノに関わる暴力団等の犯罪組織への取り締まり強化を目的としたものである。しかし、それ以上に違法カジノの根絶への関心は、違法カジノが生み出す巨額のアングラマネーに向けられていた。つまり、政府はカジノを合法化することで、カジノが生み出す巨額の収益を市場や国庫へと還流させようと考えたのである。このような問題関心のもと、政府はカジノを新産業として位置づけるとともに、カジノの適切な運営を実施するために「公営カジノ」という形態の検討を開始した。

先にも述べたように、観光立国を実現するための政策は、国際観光産業振興のための民間活力導入と規制緩和を進めていく。それに呼応するかのように、自党内のカジノ合法化を検討する勉強会は、2002年6月には「カジノと国際観光産業を考える会」、さらに同年12月には「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」というように名称から「公営カジノ」という言葉を外し、継続されていった。また、カジノ議連の設立と同時に「カジノ創設へ向けた基本的な考え方」が発表され、そこでは観光振興、地域振興、税収・雇用拡大を目的とした特別立法措置が提案された。2004年6月には「ゲーミング（カジノ）法基本構想」を公表し、そこにはカジノの運営主体を地方公共団体とすること、カジノ依存症対策に「ゲーミング税」を充当させることなどが盛り込まれた。

さらに、これらの議論をふまえ、2006年2月には自民党の正式な機関として同党の政務調査会のなかに「カジノ・エンターテインメント検討小委員会（以下、「小委員会」と称す）」が創設された。この小委

員会は、2006年6月に「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針（以下、「基本方針」と称す）」を提示する³⁾。この基本方針は、カジノ合法化を実現していくうえで検討が必要とされる諸課題—たとえば、法案の目的、国の役割、収益金の用途、カジノ導入に伴う諸懸念（ギャンブル依存症など）への制度的対応などを網羅している。また、「カジノ＝賭博＝悪」というイメージを払拭するための工夫が試みられ、その成果は以下のように示された。

外国人観光客の拡大及び時間消費型・滞在型国内観光の振興により国際競争力のある観光を実現し、エンターテインメント関連産業育成、雇用創出、地域振興・再生などに寄与・貢献するために、国民並びに来訪観光客にカジノという新たなエンターテインメントを提供し、その収益をもって地方と国の財政に資することを立法の目的とする（このエンターテインメントとしてのカジノをゲームないしはゲーミングと呼称する）（梅澤・美原・宮田 [編] 2007: 311 強調は引用者による）。

基本方針が目指したことは、カジノ合法化の実現に向けた諸課題の整理にあった。しかし、いくら課題を整理しようとも、完全なカジノ合法化とは、現行刑法における賭博の規定そのものを変更することでしかない。それゆえに、基本方針があらためて強調したことは、カジノは現行刑法のもとでは違法であるから、刑法上の違法性を阻却するための特別法を制定することなくしては、カジノを合法化することは出来ないということであった。それゆえに、2007年の通常国会において、議員立法として「ゲーミング（カジノ）法案」を提出するという方針が確認された（岩城 2006: 21）。

この自民党による「基本方針」、さらに「ゲーミング（カジノ）法案」を提出するという方針の提示は、自民党と対峙する民主党にどのような影響を与えたのであろうか。1999年8月に民主党は石井一民主

筆頭副代表(当時)が中心とした議員有志によって、パチンコ産業を筆頭とする日本のギャンブル産業を「健全な娯楽として育成する」ことを目的に「娯楽産業健全育成研究会(通称「娯楽研」)」を創設し、そこに「カジノプロジェクトチーム」を設置し、自民党よりも先んじてカジノについて検討を始めていた(竹腰・小松 2014: 188-9)。この娯楽研の主要な目的は、パチンコ産業を風俗適正法の対象から除外し、パチンコ店への規制緩和やパチンコ店内での換金を合法化に向けた法律案を作成することであった。娯楽研創設から8年後の2007年6月、娯楽研は「遊技場営業の規制及び業務の適正化等に関する法律案大綱」を発表した。しかし、2007年7月の参議院議員選挙における自民党の惨敗という政局の混乱のなか、娯楽研が提示した先の大綱や自民党の基本方針等は十分に審議されなかった。

その後、2008年、娯楽研は民主党政策調査会のもとに党の正式機関として、「新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチーム」として再スタートする。やはり、民主党にとって、先の自民党の基本方針のもとに考案されようとしていた「カジノ・ゲーミング法案」は、非常に警戒すべきものとなった。なぜなら、カジノが合法化されると「遊技」としてのパチンコの位置づけや三店方式のもとでの換金システムが問題視され、パチンコ店内の換金合法化に向けた法整備が難しくなるからである(佐藤 2010: 35-8)。それゆえに、民主党はパチンコ店内の換金合法化に向けた懸案の「(仮称)遊技業法」とともに独自の「(仮称)カジノ法案」の提案をも迫られた。

しかし、2009年8月の総選挙において、民主党が選挙前を大幅に上回る308議席を獲得し政権交代を果たしたことは、カジノ合法化に向けた新たな道が求められた。なぜなら、政権交代がなされても、自民党と民主党はカジノ合法化という点では一致しており、また両党以外にもカジノ合法化を支持する政党が多数存在していたからである。その結果、2010年4月に社民党と日本共産党を除いた超党派の「国際観光産業振興議員連盟(通称「IR議連」)」が結成

され、カジノの合法化による観光産業の振興とともに、パチンコの換金合法化を目指すこととなった。その後、2011年8月にはIR推進法案を発表し、各党内での調整を経て、2012年の通常国会への上程を目指した。しかし、野田佳彦首相は11月16日に衆議院を解散、12月16日に実施された総選挙において自民党が大勝し政権に返り咲くというように、再び政局が混乱した。総選挙後、第二次安倍内閣が組閣されたが、IR推進法案の提出、審議という状況にはならなかった。

2013年3月8日、安倍首相は衆院予算委員会の答弁において、カジノ合法化に積極的な姿勢を示した。その後、安倍内閣の全閣僚が参加する観光立国推進閣僚会議が6月にまとめた「アクション・プログラム」では、カジノを中核とする観光施設を解禁するための法制度の検討を進めることが確認された。また、産業競争力会議の国家戦略特区ワーキンググループでも「カジノ・コンベンションの推進」が正式に検討された。このような政界の動きに対して、経団連は6月17日に「新たな成長を実現する大規模MICE施設開発に向けて：国際競争力と情報発信力の強化、観光立国の実現のために」を発表し、カジノ合法化について「早期に結論が得られるように」と政府に迫った。この政策文書は、経団連がはじめてまとめたカジノ問題についての見解を明らかにしたものであった。また、2013年9月7日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会総会において、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことで、カジノ合法化への一歩を踏み出すIR推進法案の提出、審議、成立に向けた気運が一気に盛り上がった。ついに、2013年12月5日、自由民主党、日本維新の会、生活の党の3党は衆議院にIR推進法案を提出した。

それでは、幾多の政局の混乱を乗り越えて国会に提出されたIR推進法案とは、どのような法案なのか⁴⁾。まず、本法案は「カジノ施設を中心に」「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与するものと認められる施

設を一体となって」運営する特定観光施設の「設置及び運営」を民間業者に認めるというものである。つぎに、法案の構成であるが、「第1章 総則」、「第2章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項」、「第3章 特定複合観光施設区域整備推進本部」という3章構成となっている。第1章の「総則」の第1条において、IR推進法案の「目的」が以下のように示されている。

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことが必要である。これが、この法律案を提出する理由である（強調は引用者）。

この条文は、かつて、2006年に自民党政務調査会内に設置された小委員会が同年6月に発表した「基本方針」にその目的として記されたものを踏襲している。やはり、財政の改善とは、カジノの収益を国や地方自治体の財源に組み入れる、いわゆる「カジノ税」の設置ということにほかならないが、カジノ税の利用目的は具体的なものとはなっていない。また、条文では第2章第3節に示される「納付金等」であるが、国や地方公共団体は、カジノ施設を設置・運営する民間業者から納付金を徴収できること（第12条）、および、入場者からも入場料を徴収できること（第13条）を定めているだけである。

また、IR推進法案が成立すれば、すぐにカジノ合法化が具体的に進められるということではない。つまり、議員立法として提案されたIR推進法案が成立したのちに、1年以内に「特定複合観光施設区域整備法案（IR実施法案）」を国の「責務」のもとに成立させ、そこで初めてカジノ合法化に向けた具体的な施策—たとえば、立地選定に関する基準やカジノ

経営に参入する民間業者の選定基準等—が示される手順となっている。つまり、IR実施法案こそが、カジノ合法化を承認する特例法となるのであって、IR推進法案とはカジノ合法化の工程表を示した、いわば、プログラム法でしかない。

それゆえに、IR推進法案に示されている統合型リゾートも今後の議論の仕方では、カジノを設置しない形態もありえよう。しかし、IR推進法案の「基本理念」に示されているように、統合型リゾートとは施設規模や立地条件（たとえば、大都市型か地方型か）に関わらず、カジノを含んだ施設を前提としている。

特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする（強調は引用者）。

たしかに、統合型リゾートを構想するさい、そこにカジノを導入するか否かは、当事者である地方自治体の判断であって、カジノを導入せずに地域振興や観光振興を実現させる可能性が全くないわけではない。しかし、そのような可能性がありながらも「カジノの収益が社会に還元されることを基本とする」という法案に記されたフレーズにこそ、カジノを合法化する主たる政治的な意図を見出せよう。やはり、「社会に還元される」と述べるさい、そこで用いられる「社会」という言葉が何を意味するのか、この点が非常に重要となってくる。この点について、次章でさらなる検討を試みたい。

第3章 カジノ合法化とポスト・デモクラシー： カジノ・ポリティクスの論点把握に向けて

これまで、1996年の室伏らによる日本カジノ学会

の創設を皮切りに、「地方分権化」というスローガンのもと、カジノ合法化に向けた地方公共団体の「下から」の運動、観光立国戦略を背景として政治主導のもと国策として進められたカジノ合法化の試みについて、それぞれの論点を整理してきた。これらの試みを通じて明らかになったことは、カジノ合法化が目指すべきことは、新しいエンターテインメントの創出というよりも、新たな観光資源の創出による観光振興、違法・無法カジノを排除し、経済や雇用・財政を改善させることにあった。そこで、本章では、カジノ合法化が議論されてきた約20年間を振り返り、カジノ合法化を正当化していく政治的な土壌形成過程を後藤道夫による「開発主義」をキーワードとした構造改革分析、クラウチによって提示された「ポスト・デモクラシー」という概念を参照にし、考察を試みたい。

バブル崩壊により、日本は戦後に築き上げた社会統合様式の再編という課題に直面する。その再編の急先鋒が新自由主義や新保守主義陣営による「構造改革」であった。日本の構造改革は1996年の橋本内閣の「橋本行革」から開始されたが、なかでも小泉内閣(2001年4月から2006年6月)は先に紹介した「骨太の方針」に始まる成長戦略のもと、新自由主義的な改革を断行していった。カジノ合法化が議論され始めた橋本内閣から小泉内閣までの改革を俯瞰してみると、そこには高度に発達した福祉国家政策と福祉国家体制の解体を目指した欧米型の新自由主義的な構造改革とは異なる様相が示される。たとえば、後藤道夫はこの時期の日本型構造改革の要点を以下のように指摘する。

構造改革の破壊対象は①企業社会統合、②自民党型利益政治とそれに照応した国家機構、あるいは政治構造、③脆弱ではあるが、とりわけ1970年代以降に発達した福祉国家的要素、④さらに付け加えれば、海外で戦争不可能な軍事小国体制、であったと思います(渡辺、暉峻、進藤、後藤 2002: 9)。

さらに、後藤は「開発主義」という概念を用いることによって、日本型構造改革を「戦後政治体制と国家像の変貌」として描き出す。後藤が定義する開発主義とは、「国民経済成長を目的とした長期的、系統的、かつ強力な国家介入を備えた資本主義システム」であり、それを担う国家のことを「開発主義国家」(後藤 2002: 10 強調は引用者)としている。つまり、開発主義国家とは、過剰生産能力と国内消費のギャップを調整し続けて安定成長を目指す「大きな国家」であった。

しかし、バブル崩壊後、このような開発主義国家はグローバリゼーションに対応するうえで桎梏となった。当然のことながら、このことは政治の争点にもなり、マスコミ、識者、財界から「旧態依然たる自民党の利益誘導型政治」、「官主導の弊害」、「政官業の癒着」、「業界横並び体質」といった集中砲火が自民党政権にあびせられた。その集中砲火は、1993年の総選挙において細川連立政権を誕生させ、「55年体制」と称された戦後日本の政治枠組みを崩壊させた。なかでも、この選挙戦において、「自民党型ケインズ主義的福祉国家=大きな国家=市民的自由の制限」という図式が描かれ、都市中間層を担う「市民」の自民党政治に対する不満や怒りを増幅させるヘゲモニー闘争が功を奏し、構造改革は「市場と市民社会との本来の自立性を確保するための改革」と強力に印象づけられた。それゆえに、再び政権党の中核に戻った自民党は、「従来の自民党支持基盤の解体」というリスクを背負いながらも、「小さな政府」や「規制緩和」というスローガンのもと構造改革を断行せざるをえなかった。

さらには、構造改革批判を掲げ2009年の総選挙で自民党を破り、政権交代を成し遂げた民主党でさえも、「小さな政府」や「規制緩和」という構造改革路線を覆すことが出来なかった(渡辺・二宮・岡田・後藤: 2009)。たとえば、2010年10月28日に設置された「政府・与党社会保障改革検討本部」は、2011年6月30日に「社会保障・税一体改革成案」を決定し、翌7月1日、閣議に報告した。この「成案」に

則って、菅直人内閣を引き継いだ野田内閣は、増税路線を進めていく。この「社会保障・税の一体改革」とは、社会保障給付の財源を確保するだけでなく、同時に財政再建を計るための財源確保と重なり合っており、その財源は消費税の増税に求められた。

先にも述べたように、民主党は自民党の構造改革への批判より政権の座についた政党であったはずである。まさに、2009年の総選挙で掲げた「コンクリートから人へ」というスローガンは、無駄な公共事業を減らして社会保障や子育て支援に財源を回そうというものであった。しかし、政権交代後に組閣された鳩山由紀夫内閣が首相自身の金銭問題や沖縄・普天間基地移設問題を巡って政局を混乱させていくなか、2010年4月に経団連は「経団連成長戦略2010」を発表する。この経団連の成長戦略は、第一に法人税の実効税率引き下げなどによる企業の国際競争力強化、第二に規制緩和などによる内需と成長力の強化、第三に柔軟性のある労働市場の構築を基本的な政索課題として掲げた（合田 2011: 12）。さらに、経団連は2010年4月に提言「わが国観光のフロンティアを切り拓く」を発表した⁵⁾。この提言は、政府の「新成長戦略」策定に向け、観光分野の包括的な成長戦略を取りまとめている。たとえば、日本の観光産業の発展には、国内需要の喚起とともに訪日外国人観光客の増加が不可欠との認識に立ち、将来的には、カジノを含めた統合型リゾートを検討すべきと提言した。

拙稿（市井 2014）で指摘したが、観光の重点化とは、一步踏み込んで言うならば、グローバル化が進展し、日本の大企業が多国籍企業化していくなかで、成長戦略が目指すグローバルな競争に打ち勝つためのインフラ整備を含めた資本蓄積の強化と理解すべきであろう。なぜなら、小泉内閣以来の歴代内閣によって策定されてきた成長戦略とは新自由主義を基調とし、グローバルに活動する多国籍企業への支援と環境整備に重点をおいた国家介入形態を構築するという国家戦略にほかならないからである。しかも、この国家戦略は、小泉内閣誕生を機に進行する財界

と政府との連携強化を反映したものといえよう⁶⁾。

また、奇しくも、2010年4月とは、経団連の成長戦略が4月13日に発表され、IR議連が4月14日に設立され、経団連の観光への提言が4月20日に発表されたことを鑑みると、あたかも、カジノ合法化に向けたオールジャパン体制が誕生した象徴的な時期といえよう。これらの動向に対して、総辞職した鳩山内閣の後継として、2010年6月に発足したばかりの菅直人内閣は経団連の成長戦略を強く意識した「新成長戦略」を提起し、そのスローガンとして「強い経済、強い財政、強い社会保障」を掲げた。民主党政権とはいえども、政権と財界との協力関係は、自民政権と比較しても引けを取らないほど、強化されていった。さらに、野田内閣が進めた「社会保障・税の一体改革」によって、構造改革批判に共鳴し民主党を支持した人々の期待は大きく裏切られることとなった。このように構造改革を批判して支持を伸ばした民主党が、支持者の要求を政治の場で議論し、解決に向けた提案を提示する能力を失ってしまったのだろうか。その疑問に対する解答を試みるうえで、クラウチが提起する「ポスト・デモクラシー」という概念に注目したい。

クラウチ（2007）によると、ポスト・デモクラシーとは、政府と企業エリートによる市場原理主義への回帰が市民的権利を保証する福祉国家的な再分配政策を弱体化させていくなかで、民主主義の諸制度を支える市民としての能力が失われてしまう状態をいう。クラウチはこのようなポスト・デモクラシーという状態が生み出される様々な背景を整理しているが、本稿との関わりで重要となる彼の分析は、グローバルな市場で活動する大企業やそれが属す財界の政治的な発言力が非常に増大するという点にある。たとえば、大企業は生産コスト削減のため、巨額の資金を背景にロビー活動を展開し、非正規雇用の拡大を政府に認めさせてきた。また、政府は企業からの支持を得るために、民営化や外部委託による公共サービスの商品化を推し進め、質を低下させた。

さらに、クラウチは、政府、市民、民営化された

サービス供給者の三者関係に注目したフリーランド (M. R. Freeland) の論稿を参照しながら議論を進め、三者の関係を以下のように整理する。

政府は契約法を通じて、民営化された供給者とつながりを持つ。だが市民は供給者に対して、市場や市民的権利を通じたつながりをもたず、民営化後はサービス提供について政府に疑問を投げかけることさえままならない。政府はその提供を手放してしまったからだ。結果として、公共サービスはポスト・デモクラシー的なサービスとなる。もはや政府が民衆に対して負う責任は、大まかな方針であって、実施の詳細は対象にならない (クラウチ 2007: 152 強調は引用者による)。

ここでの議論の要点は、市民的諸権利の商品化とは、サービスの劣化を進めるだけでなく、問題が生じたときにそれを解決するための市民的権利の行使が阻害されることにある。つまり、市民は問題を解消しようとして政府に働きかけたとしても、政府は具体的なサービスの提供を手放しているのだから、政府の責任を追及し、状況を改善させることは非常に困難なものとなる。結局、市民はサービス提供者との「交渉」—場合によっては訴訟—によって問題を解決するか、「自己責任」の名のもとで、問題の負債を甘受せざるをえなくなる。それゆえに、クラウチの著書の監修を務めた山口二郎が整理したように、クラウチは市民である以上、当然に保持できる権利、またその権利にもとづいて当然に享受できる公共サービスを市民的権利と呼び、その行使のためには、資本の動きや大企業による営利追求にはある程度の枠をはめ、政府が再配分に責任を持つことの重要性を指摘する (クラウチ 2007: 200)。

それでは、クラウチが分析した政府、市民、民営化されたサービス供給者の三者関係を用いて日本のカジノ問題を検討してみると、どのようなことが見えてくるのであろうか。たしかに、IR推進法案が審議されるなかで、政府は現行刑法で禁じられている

カジノを合法化するにあたり、厳しい条件を課すことを繰り返し述べてきた。また、IR推進法案が「カジノの収益が社会に還元されることを基本とする」と述べることにより、カジノの収益が、地域振興、観光振興、財政再建という目的のために利用され、住民に還元されることをアピールしてきた。しかし、問題なのは、IR推進法案が成立後に策定が開始されるカジノ合法化の特例法となるIR実施法案の内容である。竹腰と小松が指摘しているように、具体的なカジノ運営を統括するIR実施法案が審議されていくなかで、カジノ合法化の問題点や矛盾が、より一層噴出することが予想される (竹腰・小松 2014: 205)。しかし、すでにその兆候は、表面化している。それが、在日米商工会議所 (ACCJ) が発表した意見書「統合型リゾートが日本経済の活性化に寄与するための枠組みの構築」である⁷⁾。

端的に述べるならば、「2015年9月まで有効」とされた意見書は、一刻も早いカジノ合法化を日本政府に要求するものである。実際、サンズやMGMなど海外の大手カジノ業者は、日本への進出に意欲を見せており、カジノ誘致を検討している地方自治体のなかには、海外のカジノ業者との懇談を始めたところもある。意見書には、カジノの規模について制約を盛り込まないこと、初期段階で東京圏、大阪圏、地方数か所のIRを認可すること、日本のカジノで最大限の収益を上げるため税制上の優遇措置を講ずること、カジノ内でのクレジット利用を認めること、入場料は課さないこと、カジノの営業を24時間年中無休とすることなど、日本への進出に意欲を示すカジノ業者を利するような要望が述べられている。

上記の要望も非常にインパクトがあるが、カジノ合法化の最大の問題点であるギャンブル依存症に対する意見書の見解は、驚きを禁じえない。まず、意見書は「法的整備や入場料を課すことでは、ギャンブル依存を撲滅するという政策目標を達成することが出来ず、むしろ、カジノとしての全体的な目標の達成、つまり収益の獲得を妨げている」と述べる。さらに、意見書は「無責任なギャンブルに興じる少

数者を守るために、カジノを訪れる全ての訪問者のギャンブルを制限することは、逆効果となりかねない」と主張し、「ギャンブル依存症はあくまでも自己責任」という立場を鮮明に打ち出している。

現時点において、この意見書がカジノ合法化の特例法となるIR実施法案の策定にどのような影響を与えるのかは、定かではない。ただ、本章で言及してきたことをふまえるならば、カジノ合法化に関して政府が負う責任とは、大まかな方針の策定、つまり、IR実施法案を策定させることにある。事実、IR推進法案には、IR実施法案の策定を国の「責務」とする旨が記されている。しかし、一番肝心な実施の詳細、つまり、カジノの運営そのものは政府の責任の対象にはならず、カジノを運営する企業の裁量にゆだねられてしまう可能性が高くなることが推測される。たしかに推測でしかないのだが、在日米商工会議所の意見書、なかでも、ギャンブル依存症に対する見解にこそ、推測された事柄が現実となる可能性が看取されるのではないだろうか。

結局のところ、IR推進法案が「カジノの収益が社会に還元されることを基本とする」と述べた「社会」とは、アベノミクスの「第三の矢」として位置づけられた「国家戦略特区」が掲げるような「世界一ビジネスをしやすい場所」であって、その恩恵を享受できるのは一部のカジノ業者と関連業者といわざるをえない。改めて確認すべきことは、日本におけるカジノ合法化をめぐる練り広げられたポリティクスとは、政府と企業エリートによる市場原理主義への回帰を背景に、市民的権利を保証する福祉国家的な再分配政策の脆弱化を導きながら、展開してきたという点にある。

まとめにかえて

衆議院解散後の2014年11月25日、ブルームパークのインタビューにおいて、IR議連の細田博之会長（自民党）は、解散により廃案となったIR推進法案について、来年3月までに国会へ再提出する方針を

明らかにした⁸⁾。さらに、細田会長は選挙結果が法案に与える影響について問われたさい、法案の概要は民主党政権時代にIR議連が作ったこともあり、選挙で「どの政権が勝つかということはあまり実関係がない」と語った。

12月2日に公示された衆議院選挙は14日に投票が行われ、投票率は前回2012年の59.32%を下回る52.66%であったが、自民党が単独で絶対安定多数の266を超える291議席を獲得した。また、連立を組む公明党は選挙区で全員当選の35議席を獲得し、両党合わせて議席数の3分の2以上を確保した。衆議院選挙結果と上記の細田会長の発言を踏まえるならば、IR推進法案は4月以降に審議入りし、通常国会での成立は大きく見込まれることとなる。

しかも、6月24日に発表された成長戦略「日本再興戦略（改訂2014）」において、カジノを中心とする統合型リゾート構想は成長戦略として盛り込まれており、第三次安倍内閣にとっても重要な政治課題として位置づけられている。また、改訂された成長戦略は統合型リゾート構想の具体化を「IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める」（強調は引用者による）と述べている。しかし、安倍内閣は、先の総選挙の結果をもってIRに関する国民的な議論がなされたと判断して、2020東京オリンピック・パラリンピックとともに、統合型リゾートの具体化をオールジャパン体制のもとで進めていくことになろう。それゆえに、カジノ合法化に向けて一步を踏み出すためにも、IR議連、財界はこれまで以上に、IR推進法案の成立に向けて連携を強化することになろう。

また、国家戦略特区において、カジノを解禁しようという動きが散見されることがある。たしかに、いくら国家戦略特区といえども、カジノを合法化する特例法がない状況では、カジノの誘致は不可能である。しかし、カジノ合法化の特例法となるIR実施法案が成立すれば、IR推進法案で記されている統合型リゾートを建設する「特定複合観光施設区域」を国家戦略特区とする、または、国家戦略特区に特

定複合観光施設区域を盛り込む可能性はあろう。その場合、危惧すべき点は、国家戦略特区に指定された特定複合観光施設区域には「世界一ビジネスのしやすい事業環境」の整備が求められることにある。

たとえば、統合型リゾートは多くの雇用を生み出すと喧伝されてきたが、雇用形態、賃金、就労保障といったことについて、何も決まっていはいないし、議論も始まっていない。ただ、現在進められている国家戦略特区の議論を見てみると、特区における雇用改革とは、国内外から人、企業、資金を呼び込むための障壁を低くする方向—たとえば、解雇要件の規制緩和—で議論が進められている(郭 2014: 86)。おそらく、国家戦略特区に指定された特定複合観光施設区域における就労要件は、非常に厳しいものになりうるであろう。

やはり、日本におけるカジノ合法化をめぐるポリティクスが、政府と企業エリートによる市場原理主義への回帰を背景に、市民的権利を保証する福祉国家的な再分配政策の脆弱化を導きながら展開しているからこそ、再開される IR 推進法案の審議過程を含めた、さらなる分析が必要となろう。この点については、稿を改めて、検討を試みたい。

注

- 1) 室伏(2001)に掲載された「日本カジノ学会定款、第2条(目的)3つの規定」を整理した。また、会長の室伏は、地方自治体や民間団体が企画したカジノ合法化に向けた学習会やイベントにもゲストとして参加し、カジノのイメージアップの一端を担った。
- 2) 2003年より開催された日本カジノ創設サミットは、現在においても継続されている。2014年10月31日に秋田県で9回目のサミットは「日本 IR 創設サミット」として開催された。
- 3) 本稿は、梅澤忠雄・美原融・宮田修[編](2007)に資料として掲載された文書を閲覧、引用している。
- 4) 本稿は、衆議院のホームページに掲載された法案を閲覧、引用している。http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18301029.htm (最終閲覧日2015年1月12日)
- 5) 本稿は、日本経団連のホームページに掲載された提言を閲覧、引用している。<http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/times/2010/0422/03.html> (最終閲覧日2015年1月12日)。
- 6) 拙稿(市井:2014)でも指摘したが、観光立国という国家戦略とは、経団連の提言「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言:新しい国づくりのために」(2000年10月17日発表)への応答であったことを、いま改めて確認する必要がある。
- 7) 本稿は、在日米商工会議所のホームページに掲載された意見書を閲覧、引用している。http://www.accj.or.jp/images/141027_Establish_Necessary_IR.pdf (最終閲覧日2015年1月12日)
- 8) ブルームバーグ・ニュース「細田カジノ議連会長:推進法案、来年3月までに国会再提出へ」<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-NFL1HT6JTSEH01.html> (最終閲覧日2015年1月12日)

引用文献ならびに参考文献

- 伊丹治生, 2010, 『日本のカジノはこの街にできる』マイコミ新書。
- 市井吉興, 2005, 「戦後日本社会の社会統合と『レジャー』:レジャー政策から自由時間政策への転換とその意図」『立命館産業社会論集』42(3)。
- , 2007, 「人間の安全保障としての『レジャー』をめざして:『新自由主義型自由時間政策批判』序説」唯物論研究協会編『唯物論研究』12。
- , 2011, 「新自由主義型自由時間政策の現在:政権交代・生活サポート型レジャー・休日分散化」草深直臣・金井淳二(監修)有賀郁敏・山下高行(編著)『現代スポーツ論の射程:歴史・理論・科学』文理閣。
- , 2014, 「成長戦略とスポーツ政策」『立命館言語文化研究』25(4)。
- 岩城成幸, 2006, 「カジノ導入をめぐる最近の動きと議論」国立国会図書館調査及び立法調査局『レファレンス』56(11)。
- 上野健一, 2006, 『新日本のカジノ産業:超高齢化社会だからこそ期待される!』しのめ出版。

梅澤忠雄・美原融・宮田修（編），2007，『ニッポンカジノ & メガリゾート革命：国際観光立国宣言』扶桑社。

郭洋春，2014，「異形の経済制度：国家戦略特区」『世界』859。

木曾崇，2014，『日本版カジノのすべて：しくみ，経済効果からビジネス，統合型リゾートまで』日本実業出版社。

クラウチ，コリン，2007，山口二郎監修・近藤隆文訳『ポスト・デモクラシー：格差拡大の政策を生む政治構造』青灯社。

合田寛，2011，『格差社会と大増税：税の本質と負担のあり方を考える』学習の友社。

後藤道夫，2002，「開発主義国家体制」『ポリティーク5 特集：開発主義国家と「構造改革」』旬報社。

佐々木一彰，2011，『ゲーミング産業の成長と社会的正当性：カジノ企業を中心に』税務経理協会。

佐々木一彰・岡部智，2014，『2020年，日本が変わる！日本を変える！カジノミックス』小学館新書。

佐藤仁，2010，『（続）パチンコの経済学：21兆円ビジネスの裏で何が起きているのか？』東洋経済新報社。

（社）日本プロジェクト産業協議会都市型複合観光事業研究会，2003，『日本版カジノ：制度・規制の考え方から計画・設立・運営まで』東洋経済新報社。

ダイヤモンド社，2014，『週刊ダイヤモンド（4月16日号）』。

瀬沼克彰，2007，『進化する余暇事業の方向』学文社。

全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会（編），2014，『徹底批判!! カジノ賭博合法化：国民を食い物にする「カジノビジネス」の正体』合同出版。

総合ユニコム，2014a，『月刊レジャー産業資料2月号』。

———，2014b，『月刊レジャー産業資料9月号』。

———，2014c，『月刊レジャー産業資料11月号』。

宝島社，2014，『別冊宝島：カジノ利権の正体』宝島社。

竹腰将弘・小松公生，2014，『カジノ狂騒曲：日本に賭博場はいらない』新日本出版社。

田辺等，2002，『ギャンブル依存症』NHK出版。

谷岡一郎，1996，『ギャンブルフィーヴァー：依存症と合法化論争』中央公論社。

中島徹，2014，「憲法からみた『国家戦略特区』：経済成長の必要性を問直す」『世界』859。

新田弘，2013，『観光戦国時代の新戦略：カッシーノプロジェクト』新沖縄経済。

古川美穂，2013，『ギャンブル天国ニッポン』岩波書店。

マガウアン，リチャード，2005，佐々木一彰訳『ゲーミング企業のマネージメント：カジノ・競馬・ロト（宝くじ）』税務経理協会。

三好円，2009，『バクチと自治体』集英社。

室伏哲郎，2002，『カジノ新ビジネスが日本を救う：30万人新規雇用，30兆円売上を実現!』史輝出版。

室伏哲郎・日本カジノ学会，2001，『カジノ産業が日本を救う：30万人新規雇用の総合ゲーミングプロジェクト』。

渡辺治，暉峻衆三，進藤兵，後藤道夫，2002，「座談会：戦後開発主義国家」『ポリティーク5 特集：開発主義国家と「構造改革」』旬報社。

渡辺治，二宮厚美，岡田知弘，後藤道夫，2009，『新自由主義か新福祉国家か：民主党政権下の日本の行方』旬報社。

参照した HP

IR *ゲーミング学会 <http://www.jirg.org/>

国際カジノ研究所 http://blog.livedoor.jp/takashikiso_casino/

在日米商工会議所 <http://www.accj.or.jp/ja>

首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/>

日本カジノ情報 <http://xn-lck0a4d753sy7i2vholc.net/>

日本経団連 <http://www.keidanren.or.jp/>

日本プロジェクト産業協議会 <http://www.jpapic.org/index.html>

【付記】本研究は、2014年度立命館大学人文社会研究所・研究助成プログラム「学際知に基づく制度論的ミクロ・マクロ・ループ論の体系化：アクターの多面性とその活動空間を巡る理論と実証」の助成を受けて実施した研究成果の一部である。ここに記して感謝を申し上げます。

Essay for Casino politics :
For Grasp of “the Politics” over the Casino Legalization

ICHII Yoshifusaⁱ

Abstract : After the decision was made to invite the 2020 Olympic Games and Paralympics to Tokyo, people became interested in the bill for Integrated Resort promotion, which will enable the legalization of casinos. However, the debate over casino legalization in Japan has continued between a casino promotion group and the casino opposition since it was started in the mid-1990s after the bubble burst, and it has been complicated by occasional political situations. While the casino promotion group accepts the demerit resulting from introduction of casinos, they emphasize the economic merit that casinos would produce. The purpose of this essay is to read a political intention from relations with the reorganization of social integration after the bubble burst, which would untie casino legalization. Through this consideration, with a background of recurrence of market fundamentalism by the government and the company elite, the politics concerning casino legalization in Japan have been leading the weakening of the welfare state policy, which is a redistribution policy to guarantee the rights of citizens.

Keywords : casino legalization, Post democracy, Bill for Integrated Resort Promotion, Growth strategy, 2020 Tokyo Olympics and Paralympics

ⁱ Associate Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University